

三重県国土利用計画
(第四次)

平成 20 年 10 月

三 重 県

目 次

(前 文)

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方向	4
2 地域類型別の県土利用の基本方向	11
3 利用区分別の県土利用の基本方向	13
4 その他留意する県土利用の基本方向	15

第2章 利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 利用区分ごとの規模の目標	18
2 地域別の概要	20

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先	23
2 国土利用計画法などの適切な運用	23
3 地域整備施策の推進	23
4 県土の保全と安全性の確保	23
5 環境の保全と美しい県土の形成	24
6 土地利用の転換の適正化	26
7 土地の有効利用の促進	27
8 「新しい時代の公」の推進	29
9 県土に関する調査の推進および成果の普及啓発	29
10 指標の活用	29

(参考付表) 地域別の利用区分ごとの規模の目標	30
-------------------------	----

平成20年10月20日

県 議 会 議 決

(前 文)

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、三重県の区域における国土の利用に関する基本的事項を定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び県内の市町の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、県内の市町計画及び三重県土地利用基本計画の基本となるものです。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方向

(1) 基本理念

県土の利用は、県土が現在および将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展を基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(2) 県土の特性を生かした土地利用

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積は国土の約1.5%にあたる5,777k㎡で、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い地形となっています。

また、1,088kmにおよぶ長い海岸線を有しており、県北部の伊勢湾沿いは、比較的なだらかな地形となっていますが、志摩半島を境に県南部の熊野灘沿岸では地形が複雑に入り組んだりアス式海岸のところが多く、伊勢湾沿岸と、熊野灘沿岸では、景観にも大きな違いを見せています。

一方三重県は、中部圏、近畿圏の結節点に位置し、大都市圏の一翼を担う土地利用がなされています。

三重県の自然的・社会的な特性は、平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域特性があります。

ア 北勢地域

当該地域は、西に鈴鹿山脈、北に養老山地の山間地があり、伊勢平野につながり、東は伊勢湾となっています。

その平地を中心として、石油化学、自動車、液晶関連産業、情報通信産業などが立地・集積しており、県内最大の産業・都市機能集積地となっています。また、地域内の人口は82万人強となっており、県内の約44%を占め、今後も人口が横ばいもしくは微増すると予測されています。

当該地域は、道路や鉄道をはじめとする交通インフラが整備され、名古屋、大阪などの大都市との交通利便性が高いことや、特定重要港湾の四日市港を有していること、また、中部国際空港へのアクセスも比較的便利であるなど、海外や国内の各地との利便性を有していることから、企業進出

の適地となっています。また、新名神高速道路、東海環状自動車道の延伸などにより、さらに産業集積が進むことが予測されます。

このことから、土地利用転換の圧力は現在の水準で推移していくものと思われま

す。そのような状況の中、生産緑地を除く市街化区域内農地や、低未利用地の適切な利用促進をはかる必要があります。

その一方で、東海道や伊勢街道などの歴史的景観を有する地区もあり、保全すべき土地利用と都市機能・産業集積のための土地利用の適切な土地利用調整も必要となっています。

イ 中南勢地域

当該地域は、西から布引山地などの山間地があり、伊勢平野の平地につながり、東は伊勢湾となっています。

地域内人口は 51 万人弱となっており、県内の約 27%を占めており、北勢地域に次ぐ産業・都市機能集積地となっています。

津市、松阪市を中心に市街地が形成されており、海上航路による中部国際空港へのアクセスが比較的便利となっています。また、県庁や教育・文化施設が集中している地域であることから、行政、教育、文化の中心的地域となっています。

市街地およびその周辺部において人口は横ばいが予測されています。その一方で、農山村部では人口減少が進み、耕作放棄地や山林の荒廃が見られる地域も出てきています。

また、一部地域においては産業の集積が起こっており、道路や鉄道などの交通インフラの整った、利便性の高い地域においては、さらなる集積が起こるものと予測されます。

このことから、産業集積の見込まれる地域においては、既存の土地利用との適切な調整が必要となってきます。

一方で、それ以外の地域については、県土の安全性を確保するため、農用地や森林などの土地利用が適切に保全される必要があります。

ウ 伊勢志摩地域

当該地域は、志摩半島を中心に広がっています。地域内人口は約 27 万人弱となっており、県内の約 14%を占めています。

また、伊勢市をはじめとして、一部地域において市街地が形成されていますが、全体的に人口減少と高齢化が進んでいくものと予測されています。

地域内には、伊勢神宮や美しいリアス式海岸があり、県内随一の観光地

となっており、観光業が地域産業の重要な位置を占めています。

しかし、近年の観光入込客数はピーク時に比べると、はるかに減少しており、式年遷宮をはじめとする地域特有の観光資源を生かし、振興を進める必要があります。

エ 伊賀地域

当該地域は、県の西側にあたり、四方を山地で囲まれ上野盆地を形成しています。

この地域は、JR関西本線、近鉄大阪線により、関西への通勤・通学圏となっており、近鉄大阪線沿線には大規模な住宅団地が形成され、関西の影響が強い地域でもあります。

地域内人口は18万人強となっており、県内人口の約10%を占めています。今後、人口は、微減が予測されています。

国道25号（名阪国道）を中心として企業進出が進み、名古屋、大阪などの大都市との交通アクセスもよいことから、今後も産業集積が進むものと予測されます。

オ 東紀州地域

当該地域は、県の南部に位置し、年間降水量は2,500～4,000mm程度であり、全国有数の多雨地域です。

地域内人口は、9万人弱となっており、県内人口の5%弱を占めています。人口減少と高齢化が県内で最も顕著になっています。

平坦地が少なく、山が海に迫る急峻な地形が多くなっており、農林水産業が地域産業の重要な位置を占めています。また、後継者不足により耕作放棄地や山林の荒廃地が増えてきています。

既存の国道42号やJR紀勢本線に加え、紀勢自動車道の延伸が見込まれ、都市部との時間距離の短縮がはかられます。

近年では、海洋深層水を用いた新産業や、熊野古道を中心とした観光などの新規事業が起こってきています。

(3) 県土をめぐる情勢の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような情勢の変化を考慮する必要があります。

ア 地域差はありますが、県全体として、本格的な人口減少社会の到来と急速な少子・高齢化の進展の中で、総世帯数の増加や都市などにおける人口

増加に伴う土地需要が当面見られるものの、全体としては市街化圧力が弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通されます。

都市においては、引き続き利便性の高い地区で人口増加や産業の集積が進む一方、それ以外の地区では、中心市街地の空洞化や虫食い状に増加する低未利用地の拡大などにより、土地利用の効率の低下などが懸念されます。

社会経済動向については、大企業の進出を核とした関連企業などの進出、情報通信技術産業の発達、燃料電池などの新産業分野の成長などが期待されています。

全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用をはかる必要があります。

イ 近年の災害の傾向や、いつ発生してもおかしくないと想定されている東海地震および今世紀前半にも発生が危惧されている東南海・南海などの大地震に加え、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、農山漁村における県土資源の管理水準の低下、都市化の一層の進展や高齢化・過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化なども懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっています。

また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況など、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題に適切に対処するため、循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要になっています。

さらに、美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観が損なわれ、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみの形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさなどに対する県民志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和をはかることにより、ゆとりある県土利用をさらに進めていくことが求められています。

このような県民の求めにこたえるべく、県土利用の質的向上をはかっていくことが重要となっています。

ウ これに加え、県土の有効利用や質的向上をはかるにあたっては、次のような状況をふまえる必要があります。

まず、県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、身

近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路などを一連のものにとらえて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況が見られます。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況が見られます。

さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めてさまざまな人や団体が関与する状況も見られます。

すなわち、地域のさまざまな土地利用をそれぞれ個別のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大などをふまえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっています。

このような土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らも関わりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度に係る地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっています。

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応のもと、次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点から管理を行っていくことが期待されています。

(4) 今回の計画期間における課題

このため、本計画における課題は、県土が限られた資源であることを前提として、必要に応じて低未利用地などの再利用を行うなど、その有効利用をはかりつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を好機ととらえ、県土利用の質的向上をはかること、さらに、これらを含め県土利用の総合的な管理を能動的に進めることによって、よりよい状態で県土を次世代へ引き継ぐことです。

これらの課題への対応に際しては、長期にわたる県内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要です。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化および効率化をはかるとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生をはかります。

他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料などの安定供給と安全安心、自然循環システムの維持、生物多様性の確保などに配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適切な保全と耕作放棄地などの適切な利用をはかります。

また、森林、原野、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地の形成圧力がさらに弱まると見通されますが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系をはじめとする自然のさまざまな循環系や景観に影響を与えることなどにかんがみ、慎重な配慮のもとで計画的に行うことが重要です。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化をふまえ、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、地域の特性に応じた、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要です。

安全で安心できる県土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性をふまえた適切な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化をはかるため、気候変動の影響への適応もふまえ、諸機能の適切な配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化や施設の適切な改良・更新による機能の強化、水系の総合的管理、土砂災害警戒区域等の指定、農用地の管理保全、森林のもつ県土保全機能の向上などをはかることにより、地域レベルから県土構造レベルまでのそれぞれの段階で、県土の安全性を総合的に高めていく必要があります。

循環と共生を重視した県土利用の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地などの活用による環境負荷の低減、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、原生的な自然地域などを核として県境を越えた視点や生物多様性の確保に配慮したエコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生などをはかることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要があります。

地域の特性に応じた、美しくゆとりある県土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質とし、人々がそのように認識する空間的な広がりを総合的に良好な状態とするよう、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要です。

このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、自然的・社会的条件などをふまえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる県土利用や循環と共生を重視した県土利用も含めて、総合的に県土利用の質を高めていく必要があります。

ウ 県土の総合的な管理

県土利用の総合的な管理に関しては、土地利用をめぐるさまざまな関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大をふまえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成をはかるとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連の過程を管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点もふまえ、地域の実情に即して、県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待されます。

その際、土地利用の影響の広域性をふまえ地域間の適切な調整をはかることも重要です。また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要となります。

エ 課題の実現にあたっての配慮

これらの課題への対処にあたっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地および森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進をはかるとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性をふまえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要があります。

さらに、国や県、市町による公的な役割の発揮、所有者などによる適切な管理に加え、都市住民の森づくりなど多様な主体による直接的な県土管理への参加や、地産地消（みえの地物一番）など間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う動き、すなわち「新しい時代の公」をはじめとする、住民参画により将来の県民などへ適切な県土を引き継いでいく、持続可能な県土の総合管理を推進していく必要があります。

(5) 地方分権、首都機能移転と道州制

今後の県土利用にあたっては、地方分権の進捗状況や三重畿央地域をはじめとする首都機能移転、道州制の議論など、土地利用を考える上で重要かつ大きな影響を与える事項の動向を十分にふまえ、必要に応じ計画変更をはかります。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を個別にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを、双方向的に考慮することが重要です。

(1) 都市

くらし・交流・文化など多様な機能を担ってきた市街地（人口集中地区）については、人口減少や少子高齢化の進展などの中で、全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かでくらしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、併せて経済・社会諸活動を取りまく状況の変化に、適切に対応できるようにすることが重要となっています。

このため、中心市街地などにおける都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発などにより土地利用の高度化をはかるとともに、低未利用地の有効利用を促進します。市街化をはかるべき区域においては、地域の合意をふまえ、計画的に良好な市街地などの整備をはかります。

また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的で、持続可能な土地利用をはかる必要があります。

さらに、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通などのライフラインの多重化による機能の強化により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成をはかります。併せて、住居系、商業系、業務系などの多様な機能のバランス良い配置、公共交通の利便性の確保、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための

緑地・水面などの効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成をはかるとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地および水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成などを通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成をはかります。

特に、引き続き人口の増加や、企業集積が見込まれる都市については、将来の人口、産業などの動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域をはじめとする各地域との交流・連携の進展の状況などを見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進していきます。

(2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、県民共有の財産であるという認識のもと、地域特性をふまえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応などにより総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く必要があります。

このような中で、優良農用地および森林を確保し、その整備と利用の高度化をはかるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画などにより、県土資源の適切な管理をはかる必要があります。

また、併せて二次的自然としての農山漁村における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成をはかるとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用をはかります。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域においては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と農用地の集積をはかります。

また、農用地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産および生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用をはかります。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、

適切に保全していきます。その際、野生鳥獣被害などの防止に努めるとともに、同観点から都市・農山漁村との適切な関係の構築をはかります。併せて、自然環境データの整備などをはかります。

また、適切な管理のもとで、自然の特性をふまえつつ自然体験・学習などの自然とのふれあいの場としての利用をはかっていきます。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、持続可能な県土管理に向け、安全で安心な県土利用、循環と共生を重視した県土利用、地域の特性に応じた快適で、ゆとりある県土利用といった横断的な観点に、十分留意する必要があります。

(1) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備をはかります。

また、不断の良好な管理を通じて県土保全など農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進をはかっていきます。

市街化区域内農地については、宅地化農地と生産緑地の区分を明確にし、良好な都市環境の形成や、防災上の観点からも、計画的な利用をはかります。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源としての期待の高まりや、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化、災害に強い県土づくりへの要請の高まりなどをふまえ、森林のもつ多面的機能を楽しみつつ、将来世代に豊かな状態で継承していくことができるよう、多様で健全な森林の整備をはかっていきます。

また、都市およびその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全および整備をはかるとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な県民的要請に配慮しつつ、適切な利用をはかります。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全をはかるべき森林については、その適切な維持管理をはかってい

きます。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系および景観の維持などの観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生をはかります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用をはかっていきます。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発などをはかるとともに、施設の適切な維持管理・更新や、水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用をはかります。

また、水面、河川および水路の整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築などを通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境・繁殖環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上をはかります。

(5) 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を推進し、県土の有効利用および良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保をはかるとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用をはかります。

なお、整備にあたっては、道路の安全性、快適性などの向上ならびに防災機能の向上および公共・公益施設の収容機能などの発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮していきます。特に道路ネットワークの骨格となる高規格幹線道路については、産業活動や文化・観光面での交流・連携の拡大に向け、整備の推進をはかります。また、市街地における整備については、環境施設帯の設置、道路緑化の推進などにより、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道および林道については、農林業の生産性向上ならびに農用地および森林の適切な管理をはかるため、必要な用地の確保をはかるとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用をはかります。

なお、整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮していきます。

(6) 宅地

宅地については、住宅地、工業用地、その他宅地ごとに、基本方針を以下のとおりとします。

ア 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上をはかるとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保をはかる必要があります。

また、災害に関する地域の自然的・社会的特性をふまえた適切な県土利用をはかります。特に都市地域においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保をはかります。

イ 工業用地

工業用地については、環境の保全などに配慮し、グローバル化、情報化の進展などに伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向などをふまえ、工業生産に必要な用地の確保をはかります。

また、工場移転、業種転換などに伴って生じる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備などのため、有効利用をはかります。

ウ その他の宅地（事務所、店舗用地など）

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心市街地における福祉施設の整備や商業の活性化ならびに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展などに対応して、既存の低未利用地の活用をするなど、必要な用地の確保をはかります。

4 その他留意する県土利用の基本方向

農用地、森林、宅地、水面・河川・水路など、さまざまな土地利用区分を含む総括的な概念である、公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用地、沿岸域の基本方向は以下のとおりとします。特に低未利

用地については、今後の県土利用における重要なポイントとなります。

(1) 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化をふまえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保をはかります。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から中心市街地の空屋・空店舗の再生利用やまちなか立地に配慮していきます。

(2) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりをふまえ、自然環境の保全をはかりつつ、地域の振興などを総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進めていきます。

その際、森林、河川、沿岸域などの余暇空間としての利用や施設の適切な配置、利用者への安全性の確保をはかり、その広域的な利用に配慮していきます。

(3) 低未利用地

ア 都市の低未利用地

再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公用・公共用施設用地、居住用地、事業用地などとしての再利用をはかります。特に、中心市街地については、土地の高度利用をはかることとします。

イ 耕作放棄地

所有者などによる適切な管理に加え、多様な主体が参加することにより、農用地としての活用をはかることを基本としますが、地域の実情に応じ、その他への転換もはかります。

(4) 沿岸域

沿岸域については、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性および経済的・社会的動向をふまえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用をはかっていきます。

この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適切な利用に配慮します。

また、沿岸域の多様な生態系および景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策をはかるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全をはかっていきます。

第2章 利用区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

1 利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成 29 年とし、基準年次は平成 16 年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 29 年において、それぞれおよそ 180 万人、68 万世帯と想定します。
- (3) 利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分および市街地とします。
- (4) 利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位などを考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。
- (5) 県土の利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

表 利用区分ごとの規模の目標

(単位：k m²、%)

	平成 16年	平成 29年	構成比	
			16年	29年
農用地	635	617	11.0	10.7
農地	635	617	11.0	10.7
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	3,729	3,693	64.5	63.9
原野	6	3	0.1	0.1
水面・河川・水路	209	210	3.6	3.6
道路	231	248	4.0	4.3
宅地	365	389	6.4	6.7
住宅地	206	212	3.6	3.7
工業用地	45	49	0.8	0.8
その他宅地	114	128	2.0	2.2
その他	602	617	10.4	10.7
合計	5,777	5,777	100.0	100.0
市街地	180	180	3.1	3.1

- 注 (1) 道路は、一般道路（高規格幹線道路を含む）ならびに農道および林道です。
- (2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。平成16年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積です。

2 地域別の概要

(1) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性をふまえ、地域の個性や多様性を生かした発展をはかる見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全がはかられるよう、適切に対処する必要があります。

(2) 地域の区分については、以下のとおりとします。

- 北 勢・・・四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- 中 南 勢・・・津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
- 伊 勢 志 摩・・・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- 伊 賀・・・名張市、伊賀市
- 東 紀 州・・・尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(3) 平成 29 年における予測人口は下表のとおりとします。

表 (人口予測)

(コーホート生残率要因法による試算)

地 域	平成 17 年		平成 29 年		摘要	
	人 口	構成比	人 口	構成比	増 減	増減率
北 勢	823,631	44.1	824,095	45.6	+464	0.1
中 南 勢	507,021	27.2	496,889	27.5	-10,132	-2.0
伊勢志摩	267,685	14.3	241,044	13.3	-26,641	-10.0
伊 賀	182,779	9.8	172,289	9.5	-10,490	-5.7
東 紀 州	85,847	4.6	72,817	4.0	-13,030	-15.2
全 県	1,866,963	100.0	1,807,134	100.0	-59,829	-3.2

※ 平成 2 年から平成 17 年までの 5 年ごとの数値を国勢調査による数値とし、平成 22 年から平成 32 年までをコーホート生残率要因法で求め、各年の数値を近似式とすることで、平成 29 年の人口予測を行っています。なお、予測に際し、市町村は旧 69 市町村で行い、新たな市町の枠組みの中で算出しています。

(4) 平成 29 年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりです。

ア 農用地については、農地面積の目標値を、県農業振興整備計画に定める農用地区域内の 557 k m²に加えて、農用地区域外の数値は、過去 10 か年の逓減率を用いて算定された 60 k m²と、平成 16 年度の実績値を加えて 617 k m²と設定します。

イ 森林については、平成 16 年度現状値の 3,729 k m²を基準として、基準年の過去 10 か年の逓減率を勘案し、平成 16 年の 0.9%減の 3,693 k m²を目標値とします。

ウ 原野については、平成 12 年の世界農林業センサスおよび平成 17 年の農林業センサスの「森林以外の草生地」面積 3 k m²を設定します。

エ 水面・河川・水路については、ダム事業などの進捗を見込み、1 k m²加えて 210 k m²とします。

オ 道路については、過去 5 か年の伸び率を勘案し 248 k m²とします。

カ 宅地のうち、住宅地については、人口減少となるが、世帯数については平成 27 年がピークとなり、平成 16 年度に比べ、約 3%の世帯数増加が見込まれています。この状況をふまえ、過去 10 か年の伸び率を勘案し 212 k m²と設定します。

キ 工業用地については、過去 10 か年の推移からは微減傾向が見込まれますが、地域の特性を生かした産業集積の進展などを勘案して、需要が増加に向かうものと考え、過去の最大値から約 3%の増加を見込み 49 k m²と設定します。

ク その他の宅地については、市街化調整区域への大規模商業施設が原則立地不可能になったことや、過去 10 か年の伸び率を勘案し 128 k m²と設定します。

ケ その他については、各利用区分に該当しない土地に係る面積とします。

コ 市街地の面積については、180 k m²とします。世帯数増加は見られるものの、人口減少を勘案して、平成 17 年国勢調査の値と同一値とします。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「地域の特性に応じた快適で、ゆとりある県土利用」などの観点を総合的に勘案した上で、実施をはかる必要があります。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的および文化的諸条件に応じて適切な利用がはかれるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施をはかります。

2 国土利用計画法などの適切な運用

国土利用計画法およびこれに関連する土地利用関係法令の適切な運用により、また、本計画および全国計画、市町計画などの地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定をはかります。

その際、土地利用の影響の広域性をふまえ、地方公共団体など関係行政機関相互間の適切な調整をはかります。

3 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展をはかることを通じて、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市および農山漁村における総合的環境の整備をはかります。

その際、事業の計画等の策定にあたっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮します。

4 県土の保全と安全性の確保

- (1) 県土の保全と安全性の確保のため、流域内の土地利用との調和、地形など自然条件と土地利用配置との適合性、洪水、高潮、地震、津波などへの対応に配慮しつつ、適切な県土利用への誘導をはかるとともに、県土保全

施設の整備を推進します。

また、渇水や災害に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、市町など関係機関との連携強化、安定した水資源の総合的な利用対策を推進します。

- (2) 森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上をはかるため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐など森林の整備、保安林の適切な管理および治山施設の整備などを進め、森林の管理水準の向上をはかります。

その際、地域材の利用ならびに、林業の担い手の育成などを進めるとともに、森林づくりへの県民の理解と参加、山村における生活環境の向上、土地の境界の確定・保全の促進をはかる事業の活用など、森林管理のための基礎条件を整備する必要があります。

- (3) 県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散などをはかります。

また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地などにおいて、災害に配慮した県土利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化や施設の適切な改良・更新による機能強化、危険地域についての情報の周知などをはかります。

5 環境の保全と美しい県土の形成

- (1) 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境を保全するため、太陽光、バイオマス、風力発電などの新エネルギーの導入、公共交通機関の維持・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成など、地域・都市構造や交通システムの観点から環境負荷の低減に向けた土地利用をはかります。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市などの緑の適切な保全・整備をはかります。

- (2) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適切な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保をはかります。

また、廃棄物の不適正処理の防止と、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

- (3) 生活環境の保全をはかるため、大気汚染、騒音などの著しい交通施設などの周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所などの適切な施設の誘導などにより、土地利用の適正化をはかります。

また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適切な土地利用への誘導を進めます。

- (4) 農用地や森林の適切な維持管理、水辺地などの保全による河川、湖沼および沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適切な利用などを通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築をはかります。

- (5) 高い価値を有する原始的な自然については、厳格な行為規制などにより保全をはかります。

野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性などの観点からみてすぐれている自然については、行為規制などにより適切な保全をはかります。

二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPOなどによる保全活動の促進、必要な施設の整備などを通じて自然環境の維持・形成をはかります。

自然が劣化した地域については、自然が再生することを手助けすることにより質的向上・量的確保をはかります。この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、エコロジカル・ネットワークの形成などに配慮していきます。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保していきます。

- (6) 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護などをはかるため、開発行為などの規制を行っていきます。

また、地域特性をふまえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の保全・形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成をはかります。

- (7) 良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階などにおいて環境保全上の配慮を行うこと、開発行為などについて環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化をはかります。

6 土地利用の転換の適正化

- (1) 土地利用の転換をはかる場合には、その転換の不可逆性および影響の大きさに十分留意した上で、人口および産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適切に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。

さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とします。

- (2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整をはかります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整をはかります。

- (3) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定および地域農業や地域景観・自然環境などにおよぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整をはかりつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

- (4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境・景観の保全などに配慮しつつ、適切な土地利用の確保をはかります。

また、地域住民の意向など地域の実情をふまえた適切な対応をはかるとともに、市町の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合をはかります。

- (5) 混住地などにおける土地利用転換

農山漁村における混住化の進行する地域などにおいて土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利

用のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地など相互の土地利用の調和をはかります。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地などの問題が生じている地域において、制度の的確な運用などの検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現をはかります。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積をはかります。

また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付け地の解消、裏作作付けの積極的拡大など、有効利用をはかるために必要な措置を講じていきます。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行います。また、美しい景観や、自然とのふれあい、いやしの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用をはかります。加えて、森林の整備を促進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を推進していきます。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水および利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境・繁殖環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備をはかるとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成をはかります。

(4) 道路

道路については、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化などを推進して、良好なまちなみ景観の形成をはかります。

(5) 住宅地

住宅地については、人口減少・高齢化などをふまえた、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進していきます。

加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地におけるまちなか居住の促進やニュータウンの再生、住宅の長寿命化、既存住宅市場の整備を通じて、持続的な利用をはかります。

また、主として都市地域においては、低未利用地の活用などによる市街地の再開発などを推進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境や良好な景観の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努めます。

(6) 工業用地

工業用地については、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向をふまえ、工業用地の整備を計画的に進めます。

その際、地域社会との調和および公害防止の充実をはかります。また、既存の工業団地のうち、未分譲のものなどの有効利用の促進をはかります。

(7) 低未利用地

都市部の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公用・公共用施設用地、居住用地、事業用地などとしての再利用をはかります。特に、中心市街地については、土地の高度利用をはかることとします。

また、耕作放棄地については、県土の有効利用および環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整をはかりつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林用地などへの転換をはかります。

また、農地や森林から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用をはかるなど、地域の実情をふまえて計画的かつ適切な活用を促進していきます。

(8) その他

土地の所有者などが良好な土地管理と有効な土地利用をはかるよう、誘導していきます。

8 「新しい時代の公」の推進

土地所有者以外の者が、県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できます。

このため、国や県、市町による公的な役割、所有者などによる適切な管理に加え、多様な主体がさまざまな方法により県土の適切な管理に参画していく、「新しい時代の公」の取組を推進していきます。

9 県土に関する調査の推進および成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用をはかります。

さらに、県民による県土への理解を促し、本計画の総合性および実効性を高めるため、調査結果の普及および啓発をはかります。

10 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進などにあたって各種指標の活用をはかります。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化をふまえ、計画策定よりおおむね5年後に計画の総合的な点検を行います。

(参考付表)

地 域 別 の 利 用 区 分

	北 勢				中 南 勢			
	平成 16年	平成 29年	構 成 比		平成 16年	平成 29年	構 成 比	
			16年	29年			16年	29年
農 用 地	209	200	18.9	18.1	209	201	11.3	10.9
農 地	209	200	18.9	18.1	209	201	11.3	10.9
採草放牧地	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
森 林	412	401	37.2	36.2	1,240	1,228	67.3	66.7
原 野	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	58	58	5.2	5.2	75	75	4.1	4.1
道 路	75	81	6.8	7.3	70	77	3.8	4.2
宅 地	159	169	14.4	15.3	97	103	5.3	5.6
住 宅 地	86	90	7.8	8.1	60	62	3.3	3.4
工 業 用 地	27	30	2.4	2.7	9	10	0.5	0.5
その他宅地	46	49	4.2	4.4	28	31	1.5	1.7
そ の 他	194	198	17.5	17.9	151	158	8.2	8.6
合 計	1,107	1,107	100.0	100.0	1,842	1,842	100.0	100.0
市 街 地	106	109	—	—	40	42	—	—

- 北 勢 地 域 …… 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、
- 中 南 勢 地 域 …… 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町 (2市3町)
- 伊 勢 志 摩 地 域 …… 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 (3市4町)
- 伊 賀 地 域 …… 名張市、伊賀市 (2市)
- 東 紀 州 地 域 …… 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町 (2市3町)

ごとの規模の目標

(単位：km²、%)

伊勢志摩				伊 賀				東 紀 州			
平成 16年	平成 29年	構 成 比		平成 16年	平成 29年	構 成 比		平成 16年	平成 29年	構 成 比	
		16年	29年			16年	29年			16年	29年
85	84	7.4	7.3	97	97	14.1	14.1	35	35	3.5	3.5
85	84	7.4	7.3	97	97	14.1	14.1	35	35	3.5	3.5
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
819	817	71.3	71.2	408	398	59.3	57.8	850	849	85.8	85.7
5	3	0.4	0.3	0	0	0.0	0.0	1	0	0.1	0.0
19	19	1.7	1.7	38	39	5.5	5.5	19	19	1.9	1.9
34	35	3.0	3.0	33	35	4.8	5.1	19	20	1.9	2.0
50	53	4.4	4.7	43	49	6.3	7.1	16	15	1.6	1.5
30	31	2.6	2.7	20	20	2.9	2.9	10	9	1.0	0.9
3	3	0.3	0.3	5	5	0.7	0.7	1	1	0.1	0.1
17	19	1.5	1.7	18	24	2.6	3.5	5	5	0.5	0.5
136	137	11.8	11.9	69	70	10.0	10.2	52	54	5.2	5.4
1,148	1,148	100.0	100.0	688	688	100.0	100.0	992	992	100.0	100.0
14	14	—	—	12	12	—	—	5	3	—	—

川越町 (5市5町)

三重県国土利用計画(第四次)
計画書

平成20年10月

三重県